

平成30年5月28日

舞鶴市議会議長 上野 修身 様

提出者 舞鶴市議会議会運営委員会

委員長 高橋 秀策

受益者負担の適正化に関する審査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により
提出します。

(別紙)

市議委第1号

受益者負担の適正化に関する審査特別委員会の設置について

舞鶴市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

1 名称

受益者負担の適正化に関する審査特別委員会

2 付議事件

第55号議案 舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例制定について

第56号議案 舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例制定について

3 委員定数

10人

4 設置期間

付議事件について舞鶴市議会における審議が終了するまで

提案理由

受益者負担の適正化に伴う使用料及び手数料の見直し等に関する条例改正の議案について審査するため、特別委員会を設置したいので提案する。